安全の手引き

2025年4月

在チリ日本国大使館 領事部

はじめに

我が国の国際化の進展に伴い、海外に進出する日本人の数は増加の一途にありますが、同時に日本人が海外で様々な事件や事故、そして災害に巻き込まれる事例も増加しております。

こうした状況下、今や海外で生活する日本人や海外旅行者にとって、安全をい かに確保するかということは益々重要な課題であります。

2019 年 10 月 18 日以降、政府に対する大規模な抗議活動がサンティアゴ市内 や地方で行われ、一部の抗議活動参加者は暴徒化し、放火、略奪、治安部隊との 衝突等の暴力行為に発展、死傷者が出ました。最近では殺人、強盗、性犯罪等の 凶悪犯罪を含め、各種犯罪が増加傾向にあり、治安情勢は悪化しています。

毎年、スリや置き引き、ひったくり等の被害が多発し、最近では邦人が被害者となる強盗事件や空き巣事件が、邦人の多く居住するラス・コンデス区やビタクラ区でも発生しています。更には銃器を使用した強盗事件の多発や、ATM機を爆破して現金を奪う窃盗事件等、犯行手口の凶悪化が目立っています。

この治安状況の悪化は、チリに限らず世界各国共通の社会問題であり、特に海外で生活する我々にとっては一人一人が防犯意識の高揚を図り、『自分の身は自分で守る』という基本原則を徹底することが大切であると思います。

また、チリは、日本と同様地震が多く発生する国です。近年、毎年のように世界各地で大きな災害が発生し、多くの方々が被害に遭われている現状を考えると、今後も各種災害が何時発生してもおかしくない状況であり、それ故、平素からの備えが極めて重要であると言えます。

このようなことから、在チリ日本国大使館ではチリで生活されている日本人の方々に宛てて、1992年11月に「治安・防犯の手引きチリ編」を作成しましたが、その後改訂を重ねるとともに、各種事例を加え、「安全の手引き」として発行しています。皆様が防犯対策そして災害対策を講じるに当たり、ご活用いただければ幸いです。

2025 年 4 月 在チリ日本国大使館 領事部

目 次

第	1	防狐	10	手	引	き																							
1		チリの	犯	罪	発	生	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2		テロ・	誘	拐	情	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3		麻薬情	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
4		交通事	移	発	生	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
5		防犯上	·0	基	本	的	小厂	構	え	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
6		防犯•	安	全	対	策	上	(T)	具	体	的	留	意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
7		その他	10	安	全	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
8		犯罪に	巻	き	込	ま	れ	た	場	合	0)	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
9		その他	<u>ı</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
第	2	緊急	事	態	対	処	7	=	ユ	ア	ル																		
1		旅券等	€ Ø)	保	管	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
2		查証等	(D)	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
3		食糧及	くび	金	銭	0)	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
4		その他	10	携	行	밆	0	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
5		自動車	Ī(I)	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
6		緊急連	i絡	網	0	整	備	と	周	知	徹	底	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
7		緊急避	難	場	所	0)	指	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
8		大使館	指	定	緊	急	避	難	場	所	^	0)	集	結	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
9		被害確	認	(D)	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
1	0	地方	居	住	者	0	避	難	先	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
1	1	緊急	膊	(D)	連	絡	•	•	•	•		•		•	•	•	•				•	•	•				•		29
1	2	情勢	t (7)	把	握	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
1	3	大使	館	^	0	通	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
1	4	避難	套等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
1	5	確認	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31

第1 防犯の手引き

1 チリの犯罪発生状況

- (1) 2019年10月18日以降、地下鉄運賃の値上げに反対する抗議活動から発展した政府に対する大規模な抗議活動がサンティアゴ市内や地方で行われ、一部の抗議活動参加者は暴徒化し、放火、略奪、治安部隊との衝突等の暴力行為に発展、死傷者が出ました。その後、新型コロナウイルスの影響もあり、事態は沈静化しましたが、2019年の社会騒擾以降も、国民の不満の火種は依然燻っており、再燃の可能性を残しています。2023年12月に実施された新憲法制定のための国民投票では、新憲法案が否決され、未だチリ国内の情勢は予測が困難な状態であり、引き続き状況を注視する必要があるため、全土の危険レベル1を継続し、注意喚起をしています。
- (2) 強盗事件は、その多くがけん銃やナイフ等の凶器を使用しての犯行で、以前はサンティアゴ南部やセントロ地区で夜間に多く発生していましたが、最近では比較的安全といわれていた日本人生活圏内の地域(ラス・コンデス区、プロビデンシア区、ビタクラ区、ロ・バルネチェア区)においても昼夜を問わず発生していますので、常に注意が必要です。

犯行の手口としては、留守宅への空き巣事件をはじめ、上記邦人居住区のマンションにおいても、鍵を破壊して侵入したり、3~4 階の低層階では壁をよじ登って侵入したりする手口が報告されています。また、2012年5月、在留邦人が深夜に帰宅途中、強盗犯に襲われ亡くなられるという痛ましい事件も発生しました。

危険とされる地区への立ち入りや、夜間人通りが少ない道の通行は避けるなど、常に安全対策を心がけることが必要です。

(3) サンティアゴのセントロ地区では、スリ、ひったくりなどの窃盗事件が多発しています。特に観光名所ともなっているアルマス広場や中央市場、サンクリストバルの丘、サンタルシアの丘等においては、ハンドバッグやショルダーバッグをナイフなどで切って在中品を盗んだり、ケチャップなどをかけ「鳥の糞が付いているよ。」と声をかけ、親切に拭いてあげるふりをして気をそらしている隙にバッグ等を盗んだりする犯罪(いわゆるケチャップ強盗)が目立ちます。混雑した地下鉄の中では数人が取り囲み、注意を他に引きつけている間にズボンや上着から財布等を盗むといった手口が発生しています。2023年11月には、サンタルシアの丘で同じ日に連続して2名の邦人旅行者がケチャップ強盗に遭う被害が発生しています。

また、多く発生しているのが置き引き事件で、レストランやカフェにおいて、食事中に椅子の背もたれに掛けているショルダーバッグ等を盗まれる、空席である隣の椅子に掛けておいた上着から財布が盗まれる、あるい

は足下に置いておいたバッグを盗まれる被害が多発しています。また、ショッピング中、商品を見ているすきに財布を抜き取られたり、空港、地下鉄、バスターミナル等の交通機関においても置き引き被害は発生しています。

これらの事案は、在留年数の長い邦人でも被害に遭う事例が散見されます。安全そうに見える店においても貴重品は膝の上に置く、手荷物は自分の身体の前で持つなど、決して身体から離さない注意が必要です。

(4) 観光シーズンとなる夏季(12月~3月)には、第5州のバルパライソ、ビーニャ・デル・マルに多くの観光客が訪れますが、それを狙った集団スリ、ひったくり、強盗被害が多発しています。

特に有名な観光場所でもあるプラット埠頭、ソトマョール広場、5 月 21 日広場やケーブルカーに向かう路地や階段、更には丘の上において銃器等 を使用した強盗被害をはじめ、置引きやスリ、ひったくり、車上狙いの被害 が発生しており、邦人旅行者の被害も複数発生していますので、注意が必要 です。

2 テロ・誘拐情勢

(1) チリのテロ組織

チリでは、過去に FPMR(マヌエル・ロドリゲス愛国戦線)、MIR(左翼革命運動)、MJR(ラウターロ青年運動)等がテロ組織として存在しておりましたが、1992 年以降、政府及び治安当局がテロ対策法の整備、取締り体制の強化及び恩赦措置等の軟硬施策を強力に推進し、その結果、幹部を含む組織構成員の逮捕及び武器の押収などにより全て解散、現在チリ国内にはテロ組織は存在しないというのがチリ警察当局の立場です。しかしながら、デモ行進の際に、覆面をして破壊活動をする者や武装強盗の逮捕者中に、上記テロ組織の元メンバーが含まれている場合もあることから依然注意が必要です。

(2) 反政府主義者(アナーキスト)による小規模爆弾事件

2005 年以降、反政府主義者による政府関係機関や治安機関、銀行等を標的とした小規模爆弾事件(未遂及び虚偽を含む)が散発的に発生しており、2020 年以降は 5 件発生しています。チリで発生する爆弾事件は人的被害を目的としていないケースが多かったのですが、2014 年 9 月 8 日に首都圏地下鉄 1 号線のエスクエラ・ミリタール駅において 14 名が負傷する大きな爆弾事件が発生しました。2019 年 7 月には、サンティアゴ市内ウエチュラバ警察署内において小包爆弾事件が発生し、複数の警察官が負傷しました。2023 年 5 月には、治安に関するシンクタンクである、「市民の平和財団」事

務所付近において、時限爆弾が置かれる事件が発生しました。爆弾被害に巻き込まれないためにも、不審な鞄や消火器等を見つけた場合は、すぐにその場から立ち去ることなどを心がけて下さい。

(3) エコテロリストによる爆弾事件

近年、「エコテロリスト」と自称するグループによる襲撃事件がサンティアゴ市内で起きています。

2017年1月のチリ銅公社(コデルコ)会長宛の小包爆弾事件、2019年1月のサンティアゴ市内プロビデンシア区所在のバス停における封筒爆弾事件がその例です。

手口はアナーキストのそれと酷似していますが、同グループは一般市民も標的であると宣言しており、駅やバス停などで不審な鞄や封筒を見つけた場合には絶対に触らず、すぐにその場から立ち去ることを心がけてください。

(4) 先住民系の一部過激派による発砲事件や放火事件

南部の第8州(ビオビオ州)、第9州(ラ・アラウカニア州)、第10州(ロス・ラゴス州)、第14州(ロス・リオス州)では、先住民系の一部過激派による発砲事件や放火事件などが発生しており、未だ根本的な解決に至っていないことから、注意が必要です。南部における暴力事件の増加を受け、2022年5月16日、ボリッチ大統領は、軍を動員して治安維持活動を行うことを可能にするため、南部のアラウカニア州2県、ビオビオ州2県に対して、非常事態宣言の再発令を行いました。また、2023年6月21日、土地問題解決のための、「平和と理解のための委員会」が創設され、暴力事件数は、2023年の775件に対して、2024年は419件に減少しましたが、南部における暴力事件は依然継続しています。

(5) 邦人に対するテロの脅威

テロによる日本人の被害は、シリアやアフガニスタンといった渡航中止 勧告や退避勧告が発出されている国・地域に限りません。テロは、日本人が 数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、これ までもチュニジア、ベルギー、バングラデシュ、スリランカ等においてテロ による日本人の被害が確認されています。

近年は、世界的傾向として、軍基地や政府関連施設だけでなく、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる場所を標的としたテロが頻発しています。特に、観光施設周辺、イベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、公共交通機関、宗教関連施設等は、テロの標的となりやすく、常に注意が必要です。また、外国人を標的とした誘拐のリスクも排除されず、注意が必要です。

このように、テロはどこでも起こり得ること、日本人も標的となり得るこ

とを十分に認識し、テロの被害に巻き込まれることがないよう、「たびレジ」、 海外安全ホームページ、報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に 応じて適切かつ十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。

(6) 邦人誘拐の脅威

チリ治安当局が公表する誘拐発生件数は、800件前後発生していると見られています。これまで誘拐事件の発生率は低く、何れの事件もテロ組織に関連するものではなく、麻薬と関連するものが主でしたが、2021年以降、身代金目的の誘拐、短時間誘拐、偽装誘拐が多く発生しています。邦人被害は報告されていませんが、中南米で多発しているいわゆる「短時間誘拐」(被害者を一時的に拘束し、ATM機(現金自動預払機)等で現金を引き出させた後解放するもの)が発生しており、今後も同様の事件が発生する可能性がありますので、十分注意が必要です。

3 麻薬情勢

チリはかつて麻薬の通過国でしたが、経済的に豊かになるにつれ麻薬の中継及び消費が行われる国に変遷してきました。チリは世界有数のコカ葉の生産国であるボリビア、ペルーと隣接していることから、多くのコカインが持ち込まれようとしているところ、治安当局もそれを阻止するために全力を挙げているところです。

チリ政府は麻薬事情の悪化に伴い、1995 年 1 月に薬物取締り法規を全面的 に改正し、治安当局を中心とした密輸の未然防止、麻薬犯罪グループの摘発及 び捜査、市民団体による撲滅運動等、麻薬に関しては厳しい姿勢で臨んでいま す。

WHO の指定する国際麻薬品目に該当する麻薬類の持ち込みは、それを所 持する合理的な理由がない限り、直ちに逮捕され、最高 15 年の懲役刑に処せられるので、絶対に麻薬類の携行及び安易な購入は避けてください。好奇心で麻薬に手を出したり、自分の知らないうちに運び屋にされていたりすることのないように注意する必要があります。特に見知らぬ者から荷物を委託され、運搬すれば高額の謝礼を支払う旨の申し出があった場合には、絶対に断るようお願いします。

4 交通事故発生状況

(1) 交通情勢

チリ人運転者及び歩行者の交通マナーは、私達日本人からすれば極めて 悪いと言わざるを得ません。このことは、皆さんがチリへ来てすぐに感じ られることではないでしょうか。

(2) 交通事故発生状況

2023年の交通事故発生総件数は78,238件、死者の数は1,635人を数えており、チリがいかに交通事故発生の危険性が高いかが理解できると思います。また、私達日本人がいかに安全運転に心がけても、相手から一方的に被害を与えられる可能性もあるので、注意が必要です。

特にサンティアゴ郊外の国道 5 号線、68 号線、78 号線はスピードを出す 車両がほとんどですので、事故は必然的に重大事故となってしまいます。

(3) 事故原因

チリでは交通安全教育が徹底されておらず、非常にマナーの悪い運転をしている者が少なくありません。2007年から始まった新公共交通システム(トランサンティアゴ計画)によって導入された大型の連結バスについては、邦人ドライバーが内輪差により巻き込まれる事故も起きており、公共バスにも注意が必要です。

なお最近は、重大事故の原因となっている飲酒運転、スピード違反、シートベルト等装着違反等の取締りについて警察も力を入れているので、取り締まられる側にならぬよう運転には注意する必要があります。

(4) 過去における邦人の事故事例

- ○車道を横断中に車にはねられて意識不明の重体となり、緊急手術の後、日本へ緊急移送された。命はとりとめたものの下半身不随となった。
- ○旅行者が30トントラックにはねられ重傷を負ったが、緊急手術により 命は助かった。
- ○濃霧の道路を車で走行中、U ターンで立ち往生していた大型トラックに追 突し、2名が亡くなった。
- ○居眠り運転で電柱と樹木に衝突、幸い軽傷ですんだが、飲酒運転と公共物 破損の罪で警察に逮捕された。
- ○南部パタゴニアツアーの邦人団体旅行バスが横転し、多数の旅行者が重 軽傷を負った。
- ○イースター島で観光中、無謀運転のオートバイの転倒事故に巻き込まれ負傷した。
- ○夜間、徒歩で帰宅中、酔っ払い運転の絡んだ車両衝突事故のはずみで歩道 に乗り上げた車両に轢かれ、後日亡くなった。
- ○邦人3名が乗った乗用車が国道5号線を走行中、路側帯に止まっていた大型トラックに衝突し、2名が亡くなった。
- ○サンペドロ・デ・アタカマにおいてツアーバスが横転し、邦人1名が亡く なった。

5 防犯上の基本的心構え

海外での旅行、生活をより安全なものとするためには、まずその国の政治、 経済、治安状況等の国情を理解し、必要な対策を講じることが基本です。

(1) 何が危険かを知ること(敵を知ること)

孫子の兵法に「敵を知り、己を知れば百戦危うからず」という有名な言葉がありますが、まさに防犯対策を行う上からも同じ事が言えます。

つまり、自分が旅行し、あるいはチリで生活する上で、「自分及び家族の 身の安全を脅かすものは何か」ということを自分なりに分析し、その実体を 知ることが防犯対策の第一歩です。

したがいまして、チリへの旅行や赴任に先立ち、チリ国の政治・経済・ 社会情勢等をある程度理解し、各種旅行案内書や生活情報誌等を読むとと もに、チリ到着後もチリの新聞・テレビ等の報道に関心を持ち、前述した 治安情勢、交通情勢を知っておくことは大切なことです。

また、チリから他の国へ出張や旅行をする場合においては、海外安全情報 (危険情報)が発出されていないか、自然災害や感染症による危険性はない か等というようなことは、事前に把握すべき基本的な情報であるといえま す。

これらの情報は外務省海外安全ホームページ

http://www.anzen.mofa.go.jp/

に詳細が掲載されています。また、たびレジに登録して頂くと、旅行先等での緊急一斉通報等が受けられますので、是非活用して下さい。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

(2) 海外において日本人がどういった存在であるかを認識すること(己を知ること)

海外においては、その国の地域や人々にとって、日本人さらには自分自身がどのような存在なのかということを十分認識し、日本人とその他の国の人たちとの物の考え方や価値観の違いを見極めた上で日々の行動をとることが、自分の身の安全を守るために大切なことといえます。

「日本人は金持ち」という認識を世界中で持たれています。チリにおいて も

- ○現金をたくさん持ち歩いている。
- ○最新の電子機器等を持っている (チリ人は一般的にクレジットカードを 使うことが多い)。
- ○警戒心に欠ける(日本の習慣が身についている)。
- ○スペイン語等外国語が苦手である。

○おとなしい性格(トラブルに遭ってもことさらに文句を言わない) 等と思われ、犯罪のターゲットにされる可能性が十分にあ。

またチリは反捕鯨国であり、日本の調査捕鯨やイルカ漁には高い関心を抱いていることにも留意し、言動には注意が必要です。

(3) 防犯対策に労を惜しまないこと

使い古された言葉を引用しますが、「備えあれば憂いなし」です。海外に 旅行をしたり、赴任したりする場合には、前述したようにその国や地域に存 在する脅威の実体について十分研究する必要があり、その脅威に応じて諸 対策を講じる必要があります。

安全性の高い住居に住もうと思えば高額な家賃を要求されますし、住居の選択には時間と労力を要します。また、海外での病気や事故に備えて保険に加入するには、かなりの出費を余儀なくされます。

しかし、事件や事故に巻き込まれてしまってからでは手遅れです。予防こそが必要かつ最も重要な危機管理であるということを肝に銘じ、そのために必要な努力と経費は惜しむべきではないでしょう。家族あるいは社員全員が怪我なく無事に帰国できれば、その安全のための経費は最も価値ある投資であると言えると思います。

(4) 生命の安全が第一であること

事前に防犯対策を行うことは大変重要なことですが、他方、それにもかかわらず、不幸にして実際に危険な場面に直面した場合、例えばナイフを突きつけられて金品を出すよう要求された場合には、金品を出し渋ったり、抵抗することは極めて危険です。このような場面に遭遇した場合には、自分の生命と身の安全を第一に考え、それ以外は投げ出す覚悟も必要です。

6 防犯・安全対策上の具体的留意事項

本項においては、実際に発生している犯罪、発生する可能性のある犯罪や 事故の事例を場所や状況に応じて取り上げ、それぞれに対する具体的な留意 事項を記載しました。前半が出張者や旅行者を、後半が長期滞在者を対象にし ていますが、外出時の防犯対策等は共通する面もありますので、参考にしてい ただければ幸いです。また、必ずしもチリ国で発生しているものばかりではあ りませんので、他の国への旅行や出張の際にも是非参考にして下さい。

(1) 空港における防犯対策

※ 搭乗手続時や出発・到着待合いロビー等での置き引き

- ○海外の空港の至る所で発生していますが、現にサンティアゴの国際空港でも被害に遭った日本人の出張者、旅行者の方がいます。やっと目的地に着いたと思ったら、途端に旅券をはじめ身ぐるみ剥がされたというのでは、せっかくの海外旅行も台無しです。
- ○搭乗手続き中に機内持ち込み用のアタッシュ・ケースやバッグ等が置き引きされるといったケースが多発していますので、注意が必要です。貴重品は必ず身につけ、バッグ等はカウンター上に置いて腕で押さえておくか、両足に確実に挟んで保持する等、必要な対策を講じて下さい。
- ○知人等に手荷物の監視を頼んで席を外す場合がよくありますが、犯人グループはそこを狙い、1人になったところで巧みに話しかけて注意をそらしておき、その間に仲間が盗んでいくといったケースもあります。
- ○国際線・国内線を問わず、到着ロビーにおいて邦人旅行者に言葉巧みに言い寄り、違法タクシーに乗せ、高額な料金を請求し、料金を名目に所持する現金や ATM で引き落とさせた現金を奪う手口も未だ散見されます。また、出迎え者を装って違法タクシーに乗車させ、高額な料金を請求する被害も発生しており、身分証等で出迎え者について確認し、営業許可を受けていない違法タクシーに乗車しないよう注意が必要です。
- ○チリ国内では、公共の建物内等では喫煙は禁止されていますので、長時間のフライト前後に、空港出入口の喫煙場所で喫煙していると、声を掛けられ、気を引いているうちに荷物を置き引きする事案も多く発生しております。

(2) ホテルにおける防犯対策

- ※ ホテルロビー等における置き引き等
 - ○ホテルは、旅行客目当ての犯罪者が集まりやすいということをまず念頭 に置くことが必要です。最近では一流と言われているホテル内、またはそ の周りで盗難事件が多く発生しています。
 - また、ホテルでチェックインする前にボーイが近づき、すぐ近くにある 部屋に案内された後、所持金を奪われたというケース(ボーイも脅され ていた)もありました。ホテルにおいても十分な注意が必要です。
 - ○チェックイン、チェックアウト時は警戒上の弱点となります。手続に夢中になり、荷物に対する意識がおろそかになっていては、「どうぞ持って行って下さい。」と言っているようなものです。バッグや荷物はカウンター

- の上に置いて腕で押さえるか、両足に確実に挟んで保持する等して、手続きを行うことが大切です。
- ○ロビーでの待ち合わせやホテル、レストラン等で食事をしている時に話し掛けてきたり、スーツケースを故意に倒して注意をそらし、バッグを置き引きしたり、財布をスリ盗る者がいますので、ホテル内と思って安心せずに、貴重品は常に身体から離さないことが大切です。
- ○人前では、不用意に財布の出し入れをしないように心がけることが必要です。ホテル内に潜んでいる犯罪者に標的とされる元となります。

(3) 外出時の防犯対策

- ※ 路上における強盗、スリ、ひったくり、置き引き等
 - ○外出に際しては、航空券、多額の現金などの貴重品は持ち歩かないようにしましょう。特に女性の方は、宝石や高価なアクセサリーはできる限り身につけないよう心がけてください。ネックレスやブレスレットを、引きちぎられて奪われるといった被害も発生しています。
 - ○外出時は、地図を片手にスマートフォンやカメラを持って歩く等一目で 旅行者と分かる格好や、派手な服装は避けることが大切です。
 - ○ハンドバッグを携行するときは留め金を自分の身体の方に向け、必要に応じて手で押さえておくことも必要です。最近は、バッグをカッターナイフで切り、様子を見てからバッグ内から金品を窃取する手口が増えています。手で押さえていても警戒が必要です。
 - ○危険な地域への立ち入りや、夜間人通りの少ない場所での一人歩きは絶対に避けるようにして下さい。チリは南米諸国の中では比較的治安は良い方ですが、サンティアゴの周辺地域や夜間のセントロ地区などは注意を要する場合があります。実際、このことを守らなかったばかりに被害に遭った日本人旅行者もいます。また、置き引きやスリ、ひったくりは他の南米諸国同様、頻繁に発生しています。
 - ○路上パフォーマンス(音楽、大道芸等)や露天商の人混みは、スリの多発場所でもあるので、見物するときは貴重品をしっかりと保持しておくことが大切です。ショッピングモールやレストラン内でも同じ事が言えますので注意願います。

また、レストランやカフェなどで食事をする場合には、ハンドバッグ等を椅子の背もたれに掛けたり、自分の背中と背もたれの間に挟んだり、足下に置いたりせず、膝の上において保持する等十分注意して下さい。

※ 地下鉄及びバス内での強盗、スリ等

- ○チリの地下鉄(メトロ)は、前述のトランサンティアゴ計画の導入により、駅及び車内ともラッシュ時には日本と同様の混雑を生み出すようになり、凶悪事件こそほとんどありませんが、スリは多くの日本人旅行者、滞在者が被害に遭っています。慌てて乗り込んだり、急いで乗り換えた際に数人に取り囲まれ、身動きできない状態で被害に遭うケースもあります。また、話しかけられ注意をそらしている隙に後ろからスリ盗られる事案も多数発生しております。
- ○バス内におけるスリ、強盗等の事案も発生していますので注意が必要です。扉が閉まる直前に手に持っていた携帯電話を奪い取られる事案が発生しています。特に女性は、車内においてネックレスを引きちぎられるといった被害も発生しているので、バス利用時はアクセサリー等高価なものを身に付けないようにお願いします。またバス車内では、後部座席での犯罪発生が多いので、できるだけ運転手に近い前部座席に座るよう心がけて下さい。
- ○用心に越したことはありませんので、バス、地下鉄とも深夜乗客の少ない時間帯とラッシュ時の利用は避け、かつ昼夜を問わず派手な服装や高価なアクセサリーを身につけないことが大切です。

(4) 住居の防犯対策

※ 住居選択の際の心得

- ○赴任後の住居選択に当たっては、前任者や同僚の意見をよく聞き、「地域の安全性」及び「建物の安全性」を最優先にして決める必要があります。
- ○地域的には、現在多くの日本人が居住しているプロビデンシア区、ラス・コンデス区、ビタクラ区及びロ・バルネチェア区は高級住宅街にあたりますが、この邦人居住区では多くの住居侵入、強・窃盗事件が発生しています。
- ○「建物の安全性」につきましては、マンションか独立家屋かの選択になりますが、より安全なのは、守衛が配置され24時間の管理体制をとっているマンションであると言えます。またマンションについては、外部からのよじ登り侵入を避けるため、できる限り5階以上の部屋に入居されるこ

とをお勧めします。建物内外及びエレベーター内の防犯カメラ等、防犯機材も重要な選択肢の一つです。

○しかしながら、海外で居住するなら庭付きの独立家屋に住みたいとお考えの方も多いことと思います。チリの現在の治安情勢では絶対に避けるべきとまでは言えない状況ですが、独立家屋に居住する場合には、外壁の補強、鉄格子・電流線・センサーライト・警報機の設置、大型犬を飼う等の十分な防犯対策が必要で、隣が空き地や空き家の物件は避けるべきです。

※ 出張、旅行等における長期不在の間の空き巣

- ○入居に当たっては、契約前に玄関扉や窓の鍵(玄関扉には複数の鍵があり、ドアチェーン及びドアスコープが取り付けられていることが望ましい)及び侵入容易な場所の点検を行い、不十分な場合には遠慮せずに家主に修理させる等事前の防犯対策を講じることが必要です。この際は、「高層階だから泥棒も登って来ないだろう」などといった安易な考えは絶対に禁物です。
- ○入居後はできるだけ隣家へ挨拶し、また、出会った時は努めて話しかける など良好な人間関係を維持しておくことは、以後の生活上、特に不在時の 防犯上大切なことです。守衛とも日頃から笑顔を含めた挨拶は最低限必 要で、これは24時間セキュリティー以上の効果を生み出すこともありま す。
- ○外出時は、戸締まりを確認するとともに、確実にドアに鍵をかけ、最少限度の内外の電灯等を点けておき、在宅に見せかけることも防犯上の方法です。
- ○長期不在の場合、特に独立家屋はその間まったく無防備となります。たと え賊が侵入してきたとしても生命の危険はありませんが、家財を盗まれ ては財産的損失のみならず精神的なショックも大きなものとなります。 このため、長期間不在となる場合には、以下の対策を講じることをお勧め します。
 - ア 民間警備会社や居住区の安全システムを利用する。
 - イ 家政婦を自宅に宿泊させる、あるいは定期的に点検をさせる(ただ し、当該家政婦が信頼のおける場合に限る)。
 - ウ 守衛に留守にすることを伝えておく (ただし、当該守衛が信頼のお ける場合に限る)
 - エ 会社等の同僚、あるいは信頼のおける知人・隣人等に時々住居の状況

を点検してもらう。

オ 住居(独立家屋に限る)を管轄する警察署及び市役所に対して、特別 巡回を依頼する。

※ 住居侵入、強・窃盗

- ○マンションは防犯上侵入箇所が限定されているという利点がある反面、 外部から隔離された密室になるという大きな欠点があるため、マンション入居に当たっては、守衛の有無と質、共用玄関の出入り規制状況、各部屋の施錠状況等を確認する必要があります。
- ○特に独立家屋の場合は、侵入可能な窓等には鉄格子を設置し、番犬として 大型犬を飼うなどの検討も必要です。また、夜間の屋外照明は明るくして おくほか、防犯用にセンサーライトの設置もお勧めします。
- ○帰宅時には、不審者が後をつけていないか時々後ろを振り返って見る習慣をつけることも必要です。
- ○来訪者があった場合には、相手を確認せずにいきなりドアを開けることは禁物です。まず、ドア越しに相手を確認し、次にドアチェーンをかけたままドアを半開きにして再度相手を確認することは、防犯対策の基本です。

(5) 車を使用する場合の防犯対策

- ※ 駐車中の車両盗難や車上荒し
 - ○車両を駐車するときは、路上駐車は避け、利用者の多い駐車場を選んで駐車することが必要です。邦人が多く居住するラス・コンデス区、ビタクラ 区及びプロビデンシア区においても、日本人所有の自動車が盗難に遭ったり、車上荒しの被害に遭っています。
 - やむを得ず路上駐車をする場合には、できるだけ明るく人通りが多く、 監視人 (クイダドール) がいる路上に駐車するよう心がけ、夜間の長時 間駐車は避けるようにして下さい。
 - ○車両を離れる時は必ず鍵をかけ、すべての窓を閉め、ドアロックすることを忘れないで下さい。更に、防犯センサーを設置する、或いはハンドルロックをかける等の防犯対策も必要です。また、貴重品を車の中に残さない、取り外し式ラジオを取り外す、特に外部から見えるところに物を放置するのは盗みを誘発するようなものです。さらにトランクの中も、プロの

手にかかれば簡単に開けられるので危険です。

※ 車両で走行中、停車中の強・窃盗

- ○ポルトナソ (門が開くのを待っている車に対する強盗)事件が発生しています。外出又は帰宅時には、付近を見回し不審な車や人がいないかよく確認してください。
- ○駐車中にタイヤに穴を開け、走行中パンクに気づいて車両を停めたところで、親切心を装って近づき、気を引いている隙に車内からカバン等を奪う事案も多く発生しておりますので、パンク等車両から降りる際も、必ずドアロックを掛けるようにして下さい。
- ○車外からのひったくりや、信号待ちの間に強盗等に助手席に乗り込まれないように、運転中は窓を閉め、必ずドアロックをして下さい。 渋滞中や信号待ち時には、特に女性ドライバーを狙って窓ガラスを割り、 車内からバックを奪う手口もありますので、外から見えるところに物を置かない用心が必要です。
- ○走行中は、見知らぬ者が合図しても不用意に車を停めてはいけません。1 人の男が故障車らしい車の横で手を挙げていたので、親切心から停車しよ うとしたところ、5、6 人の男達が道路脇から飛び出してきたので怖くな り、急発進して逃げたところ、故障車と思っていた車で追いかけてきたと いう事例もあります。

また、ヒッチハイカーを乗せること、あるいは自らがヒッチハイクをすることは大きな危険を伴いますので、絶対にやめてください。

※ 事故を装った強盗

- ○他の国では、前の車が急停止したり、後ろから追突されたりして、車両を 停止したところで、いきなりピストルを突きつけられて車両を盗られる という事件も発生しています。走行中は、交通事故防止の観点からも十分 車間距離をとり、途中不審な車両が追尾しているような場合には、車線を 変更するなど十分な注意が必要です。
- ○追突された場合も、停車して直ちに車両から降りるのではなく、追突してきた車両に乗車している者や周囲の状況をよく確認してから事故処理を行うことが必要です。慌ててエンジンをかけたままで車両から離れたところ、乗り逃げされるケースもあります。
- ○走行中のエンスト等のトラブルを避けるため、普段から車両の整備を怠

らないとともに、燃料確認等事前点検を行う習慣をつけることが必要で す。ガソリンは、緊急の場合を考えて常に十分入れておきましょう。

7 その他の安全対策

※ 交通事故防止対策

前述の通り、チリでは相当乱暴な運転をする人がいますので、自分自身が 安全運転に心がけることは当然ですが、それ以上に相手から被害を受けな いよう「防御運転」を心がける必要があります。また、チリでは車両任意保 険に入っていない運転者もいることから、相手に非があっても弁償等して もらえないことがありますので、交通事故には十分注意が必要です。

- ○車間距離を十分にとり、走行中、停車中とも前後の車両の動静に十分注意 してください。車間距離を取り過ぎていると強引な割り込みがあります。 その際は冷静に譲り、再び車間距離を取るよう心がけて下さい。
- ○特に夜間の信号無視が多いので、青信号での発車時には左右からの進行 車両の確認を怠らないでください。また、一方通行の道路が多いことは、 対向車両がない分交通事故防止のためにはよいのですが、途中一時停止 が自分の進行路線にあったり、交差する路線にあったりと一定していな い場合が多く、注意が必要です。
- ○チリでは、飲酒に起因する交通事故が非常に多く、警察も取締りを強化しているところですが、それでも週末の夜間や祝祭日には飲酒運転が多くなりますので注意が必要です。

また、自分自身が飲酒運転による交通事故の加害者となったり、あるいは警察に取り締まられることのないよう、飲酒運転は絶対におやめ下さい。

- ○バスレーンにおける走行は、一般車両の走行は規制されていますので、 右折場所が近いなどの場合以外は控えて下さい。
- ○スピードは控えめにして下さい。特に郊外では、車が少なく道路が整備されているので、ついついスピードを出し過ぎてしまいがちですが、スピードの出し過ぎは重大事故に直結します。
- ○万一事故の当事者となった場合には、すぐに管轄の警察署へ届け出て下さい。届け出が遅れると不利になる場合もあります。また、事故現場での示談はおやめください。後日こじれて、かえって問題が大きくなることがあります。

また、相手の氏名、住所、身分証番号、免許証番号、電話番号、ナンバー

プレートを記録して下さい。

- ○道路を横断する場合は、当然のことですが横断歩道を渡るようにして下さい。横断歩道以外での横断中の事故は歩行者の責任になり、運転者保護により、歩行者が重傷であっても車の損害賠償までしなければならない場合があります。
- ○信号機のある交差点を横断するときは、歩行者用信号を確認するようお願いします。チリでは、信号が赤色で車が近づいていても、強引に横断しようとすることがよくあります。歩行者用信号を確認せず周囲の人たちにつられて歩き出すと、車がすぐ近くまで来ており、事故につながるといったことにもなりかねません。
- ○また、チリの信号の表示サイクルは日本の信号と違い、同方向を示している車両用信号と歩行者用信号が同時に赤に変わります。日本の信号は歩行者用信号が赤色に変わってから数秒後に車両用信号が赤色となっていますが、日本と同様の感覚で、歩行者用が青色の点滅表示になったにもかかわらず横断を開始するのは、交通事故につながります。
- ○上記のとおり、チリでは歩行者の交通マナーも大変悪いので、車を運転する際には、自分の目の前の信号機が青色表示をしていても、歩行者が横断することがあるということを念頭において運転するようお願いします。

※ テロ・誘拐対策

中南米各地で邦人誘拐事件が発生しており、2021 年半ば以降、誘拐事件の件数が急激に増加しています。幸いチリにおいては現在までのところ邦人をターゲットとした誘拐事件の発生はありません。しかし、前述(2(5))したとおり、日本人がテロ組織による誘拐の標的となる可能性も否定できません。

また、その他にも前述(2(6))したいわゆる短時間誘拐が懸念されているところであり、今後日本人が短時間誘拐の被害者となる可能性も十分に考えられるので注意が必要です。

自分がテロや誘拐の被害者になるかもしれないと真剣に考えることは、 現実には難しいかもしれません。しかし、私達が絶対にテロや誘拐の被害に 遭わないとは、誰も保証してくれません。これらに対する予防策は、決して 難しいことではありません。以下に記載することを、全て実行することはで きないとしても、家族とともに少しずつ習慣づけていって下さい。

最も大切なことは、「目立たない」「用心を怠らない」「行動を予知されない」の3原則です。

○個人的な予防策

- ・外出、通勤等はその経路と時間を固定化せず、変化をもたせて下さい。 誘拐犯がターゲット(被害者)を選択する場合には、そのターゲットが 日常どのような行動パターンをとるか尾行して確認します。ターゲットが一定の行動パターンをとらない場合、誘拐すべき場所をどこにす るかを決定できないので、一定のパターンで行動する人に狙いを変え るものです。
- ・行動予定を準備して、常に家族、勤務先等に居場所をはっきりさせておいて下さい。
- ・日頃から、街の地理を熟知するように努めて下さい。特に自宅や勤務先の周辺はその詳細を熟知し、いざという時にどこへ助けを求めに行ったらよいか確認しておいて下さい。また、助けを求めることができる程度の言葉も、知っておく必要があります(21ページ参照)。
- ・自宅または勤務先周辺等において、いつも運転手等が乗車した不審な同 じ車が停まっていないかを確認して下さい。誘拐事件を敢行する場合 には、通常車両を利用します。
- ・帰宅する際、あるいは帰宅が遅くなる際等は、家族へ連絡する習慣をつけて下さい。
- ・自宅やマンションの駐車場へは、運転手が車から降りることなくリモコンなどの開閉作業で入庫できることが理想です。物理的に無理な場合は、物陰に人が隠れるスペースをなくし、夜間の照明を充実させることをお勧めします。

○車両運転中の予防策

- ・窓は常に閉じておき、全てのドアをロックして下さい。
- ・行き先を塞がれたり、他の車に近寄られたりしないよう、走行中はできるだけ中央車線を走るようにして下さい。
- ・信号待ち、あるいは交差点等で停止中は、いざという時に発進できるように、先行車との距離を開けておいて下さい。これにより不審者が 近づいてきた際に、現場離脱が可能となります。
- ・自宅に到着した際には、車庫等に入る前に周囲をよく観察し、不審な車 や人がいないかをよく確認して下さい。

○歩行中の予防策

・当然のことながら、夜間人通りの少ない道路は歩かないようにして下さい。

- ・前を見て歩くだけでなく、ときどき後ろを振り返るようにして下さい。 単に振り向くだけも尾行者や見張りなどは警戒されていると思い、尾 行などを断念するものです。
- ・特に相互通行の道路では、自分が向かう方向とは逆方向へ走っている車 道側を歩くようにして下さい。そのようにすれば、車両は自分に対して 前から来ることになるので、自分に近づく車両を自分の目で確認する ことができます。
- ・歩行中に不審者が近づいていると感じたならば、ためらわずに進行方向 を変える、道路の反対側へ横断する、タクシーで現場を離脱するなどし て下さい。
- ・銀行等の建物に入って用件を済ます場合は、待ち伏せを防ぐために、入口と出口を変えると効果的です。

○家族に対する予防

- ・自分も含め、目立たない服装をするよう心がけて下さい。
- ・家族全員でチリにおける犯罪発生状況など必要な事項について話し合い、どのような危険があるのかを認識させておくことが必要です。
- ・家族のうち単独で行動をとる者(夫、妻、単独行動をしても安全と認められる年齢に達した子等)については、できる限り全員が携帯電話を持つようにして下さい。これは誘拐のみならず、他の犯罪や事故に巻き込まれた際にも有効です。

また携帯電話には、警察(住居の警備区画を担当する携帯電話番号を含む)、大使館等の番号を登録しておいて下さい。

・電話による個人的な情報の問い合わせには応じないようにして下さい。 特に子供は質問に対して素直に答えてしまう傾向がありますので、そ のような問い合わせには、父親または母親が帰宅後電話をかけ直すの で、(相手の)電話番号を教えてほしい旨回答するよう、よく指導して 下さい。

日本人からこのような問い合わせがあっても、応じないようにして下さい。特に最近は、警察を騙り、事故の示談金を持ってくるよう電話をする、振り込み詐欺的な事件も発生しているので、誘拐等に対する防犯のみならず、詐欺事件等への予防からも家族に関する情報は見知らぬ者へ話さぬよう習慣づけることが必要です。

- ・日常の買い物や集会等に出かける場合にも、いつも同じ道を通ることの ないよう心がけて下さい。
- ・家族が不審な人物を目撃した場合には、直ちに警察に連絡して下さい。

・見知らぬ者は、絶対に屋内に入れないようにして下さい。

○テロ警戒日

9月11日(1973年軍事クーデター発生日)の前後数日間は、毎年、学生、左派グループ等によるデモが行われ、これが大規模な暴動に発展することもあります。このようなテロ警戒日は次のとおりであり、その前後日は地域によっては危険な所もありますので、危険な事態に巻き込まれないよう、外出の際にはテレビニュース等により事前に情報を収集するよう努めて下さい。

- · 3 月 29 日 MIR 構成員 Toledo 兄弟暗殺日
- 5月 1日 メーデー
- •6月 15日 FPMR 構成員12名殺害日
- 9月 5日 MIR リーダー殺害日
- ・9月 11日 軍事クーデター発生日 米国同時多発テロ事件発生日
- ・10月18日 2019年の社会騒擾発生日
- •11月15日 先住民活動家殺害日

※ トレッキング旅行対策

チリは北部の砂漠から南部の氷河まで、アンデス山脈を中心として、在留邦人のみならず日本からの観光客も、トレッキングのためにこれらの地を訪れています。トレッキング旅行では高山病で倒れたり、装備不十分のために凍死する危険もありますので、綿密な事前計画が必要です。

2023 年 2 月より、北部国境付近では、治安当局が不法移民の入国管理を強化し、検問等を強化しているため、移動の際は念のため注意が必要です。南部パタゴニア地域は、夏期(12 月~3 月)のみ旅行が可能ですが、夏期でも急激に天候が崩れ、吹雪になることもあり、悪天候による登山事故も発生しており、過去においては、日本人単独旅行者がトレッキング中に事故死したり、吹雪のために凍死するという痛ましい事故も発生しています。

- ○トレッキング旅行をする場合は、目的地の高度によっては高山病の可能性があることを十分に認識する必要があります。また、現地の気候の変化に対応できるだけの衣類を含む諸準備に万全を期す必要があります。
- ○単独旅行はできるだけ避け、グループによる旅行、現地ガイドのついた旅行を計画することが大切です。
- ○サンティアゴ経由でアコンカグアへ登山する場合は、緊急時に備え、登山

口での登録は勿論ですが、サンティアゴ滞在中に当大使館に登山計画を届け出るようお願いします。また、南部氷河地帯へのトレッキングの場合も同様です。

○チリの国立公園では、火気の使用が禁止されています。チリの気候は非常に乾燥しているため、万が一火気を使用し、その火が草木に燃え移ると思いがけない早さで燃え広がっていきます。火災の危険を引き起こした場合、警察に拘束され、罰金刑、懲役刑、外国人の場合は国外退去等が命じられることがあります。

8 犯罪に巻き込まれた場合の措置

(1) 警察への被害申告

万一、盗難等の犯罪被害に遭った場合には、事件発生場所を管轄する警察署に被害の申告をして、盗難証明書の発給を受けて下さい。

この証明書は、旅券の再発給、各種保険の請求手続等の場合に必ず必要となりますので、盗難事実を正確に届け出て下さい。

主な国家警察軍管轄警察署(カラビネロス)は次のとおりです。

○ラス・コンデス区

第 17 警察署 Av. Las Tranqueras 840, Las Condes TEL 2-2922-2630

○プロビデンシア区

第 19 警察署 Av. Jose Miguel Claro 300, Providencia TEL 2-2922-2690

○ビタクラ区

第 37 警察署 Av. Puerto Rico 7905, Vitacura TEL 2-2922-2750

○ロ・バルネチェア区

第 53 警察署 Av. Lo Barnechea 1119, Lo Barnechea TEL 2-2922-2810

○セントロ区

第1警察署 Av. Santo Domingo 714, Santiago TEL 2-2922-3700

(2) 緊急電話

凶悪犯罪に遭遇したり、緊急事態に際して援助を求める必要がある場合には、次のところへ通報して下さい(日本の110番、119番に相当するものです)。

- ○131 救急車
- ○132 消防車
- ○133 国家警察軍(カラビネロス)
- ○134 刑事警察庁 (PDI)

なお、日本人がよく利用する次の私立病院の救急車(有料)も利用できます。

- ○クリニカ・アレマナ Av. Vitacura 5951, Vitacura TEL 2-2210-1111 (代表) 2-2910-9911 (救急車)
- ○クリニカ・ラスコンデス Estoril 450, Fontecilla 411, Las Condes TEL 2-2210-4000 (代表) 2-2610-7777 (救急車)

(3) 当館への通報

犯罪の被害に遭った場合には、当館領事部へも御連絡ください。以後取るべき措置等について、ご相談に乗ることもできます。また、後日被害品が発見され、当館に届けられることもありますので、その際はいち早く返還することができます。

なお、通報された事例によっては当館で必要に応じた支援(場合によってはご期待に添えないこともあります)を行うとともに、事例の分析を行い、他の在留邦人への注意喚起をさせていただきます。

なお、この注意喚起は、どのような形態の犯罪が発生し、どのような対策 を取るべきかということを在留邦人の方々に連絡するもので、当然の事 ながら、被害に遭われた方のプライバシーに関する事項は、お伝えしませ ん。

※連絡先

○在チリ日本国大使館

Embajada del Japon Av. Ricardo Lyon 520, Providencia 大使館代表 2-2339-2200

当館の開館時間は月曜日から金曜日(休日を除く)午前9時から午後5時45分までです。領事部窓口の対応時間は午前9時から12」時30分、及び午後3時から午後5時30分までです。

当館開館時間以外の時間帯において、緊急な援助等が必要な場合は、当館代表 2-2339-2200 をダイヤルした後、「09」を押してください。緊急対応オペレーターが応答しますので、用件をお伝え下さい。

(4) 被害に遭われた際の措置

(ア) 旅券を盗まれた場合

必ず管轄警察署に届け出を行い、盗難または遺失証明書 (Constancia policial)、または被害者自主申告書 (Declaración voluntaria victima)をもらうとともに、旅券申請用写真を 2 枚準備して、当館に来館の上、緊急旅券または帰国のための渡航書発給手続を行って下さい。発給に際しては、発行 6 か月以内の戸籍謄本が必要となります。

旅行者の方で、チリ入国の際に記入したツーリスト・カード(Duplicado de tarjeta de turismo)を失った場合、新旅券交付後にPDI 出入国管理・国際警察空港管区部の再発給も必要となります。

また、当地出発まで時間的余裕がない場合等緊急を要する場合には、 事前に当館領事部へ電話連絡をお願いします。

(イ) 日本から早急に送金してもらう場合

旅行者で現金を盗まれ、緊急に日本の家族に対して送金を依頼する場合は、当館に相談して下さい。

(ウ) クレジットカード等の盗難等

クレジットカード、トラベラーズチェックの盗難や紛失の場合は、発行 会社、銀行等に直ちに連絡し、所要の手続を行って下さい。

9 その他

(1) 在留届の提出

外国に3か月以上滞在する日本人は、旅券法16条によって、日本大使館 又は総領事館に「在留届」を提出するよう義務づけられています。 当館では、提出された在留届に基づいて、日本政府の行政サービスや、日本人が事件・事故・災害等に遭遇した場合に所要の援護活動を行っています。

在留届が提出されていない場合、事件・事故・災害等に遭遇した場合の身元確認等が著しく遅れ、留守宅への連絡やチリ国関係機関への措置の依頼など、必要な援助が遅れることがあります。在留届の提出につき、皆様の御協力をお願いします。なお、在留届の提出は窓口での提出、FAXでの提出、ウェブページ(外務省 ORR ネット)での提出が可能です。

外務省 ORR ネットのホームページ

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

に進んでいただきますと、画面上で在留届を出すことができ、そのデータが 当館に送られるシステムになっております。

また転居、あるいは日本帰国の際には、電話、メール、ORR ネットのホームページのいずれかで手続を進めていただきますようお願い申し上げます。連絡又は手続がない場合、当館としてはその方が当地に居住しているものとして、緊急事態にはいつまでも安否確認を取り続けることになり、引いては援助活動そのものにも悪影響を及ぼしかねません。

(2) 緊急の場合の連絡先

日本国大使館代表2-2339-2200サンチャゴ日本人学校2-2378-5499JICA チリ事務所2-2752-6720日智商工会議所2-2361-1073チリ日本人会事務局2-2206-0979

(3) 緊急時の言葉

「日本大使館」=Embajada del Japón エンバハーダ・デル・ハポン 「警察」=Carabinero カラビネロ

「警察を呼んでくれ」 =Llame al carabinero ジャメ・アル・カラビネロ「助けて」 =Socorro ソコーロ

「泥棒」=Ladrón ラドロン、Robo ロボ

「強盗」 = Asalto アサルト

「火事」=Incendio インセンディオ

「交通事故」=Accidente de tránsito アクシデンテ・デ・トランシト「パトロールカー」=Patrulla パトゥルージャ

「病院」=Hospital オスピタル

「薬局」=Farmacia ファルマシア 「医者を呼んでくれ」=Llame a un doctor ジャメ・アウン・ドクトール 「危険」=Peligroso ペリグロソ

第2 緊急事態対処マニュアル

1 旅券等の保管 旅券は1か所にまとめ、即座に持ち出せるように保管して下さい。

2 査証等の準備

(1) 査証等の準備

2009年1月12日から米国の電子渡航認証システム(ESTA)が開始され、認証を受けていない場合は航空機等への搭乗や米国への入国が拒否されることがありますので、予め ESTA 申請を行っておくことが望まれます。ESTA 申請は一度認証されると、承認された日から2年間又は旅券の有効期限が切れるまでの、どちらか早い方の日まで有効となります。ビザ免除プログラム(VWP)渡航者は、ESTA 申請の時に使用されたパスポートで渡航しなければなりません。新しいパスポートを取得された場合には、再度、ESTA 渡航認証を取得しなければなりません。

地震等自然災害の被害による国外への待避可能性は少ないかもしれませんが、万一に備えておかなければなりません。これについては、暴動、クーデターだけでなく、長期間に亘る降雨や群発地震の発生など緊急事態発生の兆候が見られる場合には、その際大使館から事前に連絡しますので、後述する緊急連絡網の整備に努めて下さい。

(2) 出国許可

ア チリから出国する際、18 歳未満の子供を伴う場合には全て、チリの法律により親子関係であることを証明する書類の提示を求められますので、事前に大使館領事部で出生証明書(スペイン語)の発給を受けるようにして下さい(申請には発行より6カ月以内の戸籍謄(抄)本の原本が必要となります)。なお、2025年3月24日より、市町村窓口やマイナポータル上で取得した、戸籍電子証明書提供用識別符号(以下「符号」)の利用が可能となりました。証明申請においても、戸籍謄(抄)本に代わり「符号」を提出頂くことが可能となります(従来どおり、戸籍謄(抄)本の提出も可能です)。その後、チリ外務省認証部(Legalizacion)の認証を受けて下さい。(チリ国籍を有する子供を伴

う場合には、チリの身分登録局が発行する出生証明書とチリ国旅券が原 則必要となります)。出国審査では証明書のオリジナルを求められるこ ともありますので、必ずコピーも持参し、提出を求められたらコピーを 提出するようにして下さい。

イ 上記とは別に国際的な子の奪取の民事面に関する条約 (ハーグ条約) との関係で、18 歳未満の子供が、両親を伴わずに、あるいは片親のみ同伴で出国する場合は、公証人が認証した、両親あるいは同伴者でない片親の、未成年者旅行許可証 (Autorizacion de Viaje de Menor 公証役場 (Notaria) で取得可能)の提示が必要です。なお、チリはハーグ条約締結国であり、国際結婚しチリに住んでいた日本人が、配偶者の同意なしに子供を日本に連れ帰った場合、同条約に基づく返還援助申請がなされる場合がありますので注意してください。

3 食糧及び金銭の準備

地震災害等をはじめ緊急事態が発生した場合、外出禁止令あるいは物理的 に食料購入のための外出ができなくなること及び食糧、飲料水等が不足する ことなどが予想されますので、各家庭では、少なくとも1週間位生活できる程 度の食糧、飲料水及び金銭(ドル現金も用意)を常時準備して下さい。

4 その他携行品の準備

地震の場合、マンションからの一時避難命令が出されるなど移動を必要と することも起こり得ますので、万一に備えて、最小限次のような物を準備して おいて下さい。

懐中電灯またはロウソクは、停電に備えてすぐ取り出せるところに保管しておいて下さい。

(1) 衣類等

ア 衣類

行動に便利で、寒暑に十分耐え得ることができ、かつ、こと更に目立 つものでないもの

イ 履物

行動に便利で頑丈なもの

- ウ 着替え
- 工 手袋
- (2) 食糧品等 保存食品等
- (3) その他携行品

救急薬品、トランジスター・ラジオ、懐中電灯、ライター又はマッチ、ナイフ、水筒、タオル、毛布、マスク等

5 自動車の準備

- (1) 自動車は常時整備しておいてください。
- (2) 燃料は常時十分入れておいてください。
- (3) 自動車を保有しない人は、自動車を持っている知人等に依頼し、必要な場合に同乗できるよう連絡をしておいて下さい。

6 緊急連絡網の整備と周知徹底

地震・水害等をはじめ緊急事態に対処するために緊急連絡網を整備していますので、あらかじめ自分は誰から連絡を受けて誰に連絡することになっているのかを把握しておいて下さい。緊急連絡網は、大使館連絡網を中心に

- ○日本人会(会員及びその家族対象)
- ○パルパライソ日系人協会(会員及びその家族対象)
- ○日智商工会議所(会員企業及びその家族対象)
- ○日本人学校(派遣教員及びその家族対象)
- ○JICA 事務所(職員、専門家、青年海外協力隊員及びシニアボランティア 並びにそれらの家族対象)
- ○JOGMEC 事務所 (職員及びその家族対象)
- ○JETRO 事務所 (職員及びその家族対象)
- ○CEPAL 事務所 (職員及びその家族対象)

に分かれています。

なお、日智商工会議所緊急連絡網は企業単位となっていますので、その後 の企業内での連絡網は当該企業において別途確実に整備しておいて下さい。 また、各企業・団体内において最低でも年2回程度、緊急連絡網伝達訓練等を 行うよう心がけて下さい。

7 緊急避難場所の指定

大規模災害等の発生に備え、各企業・団体において緊急避難場所を指定し、 お互いに安否確認ができる体制を整えておいて下さい。また、各企業・団体に おいて指定した緊急避難先については、大使館へもご連絡をお願いします。

8 大使館指定緊急避難場所への集結

当大使館より、緊急事態発生の状況に応じて、各企業・団体において指定

した緊急避難先から、大使館の指定する緊急避難先への集結を指示することがあります。

大使館が指定する避難先は原則として以下のとおりですので、同避難先の位置を確認し、そこに至るルートにつき幾つかのケースを想定して検討しておいて下さい。

なお、道路寸断、交通途絶等により下記避難場所とは別の避難場所を指示する場合がありますので御注意下さい。

- (1) 大使館事務所 (Av. Ricardo Lyon 520, Providencia / TEL:2-2339-2200)
 - 対象居住者
 - ・プロビデンシア区居住者
 - ・ラス・コンデス区居住者の一部(Americo Vespucio 環状線の西側居住者)
 - その他対象居住区の指定のない居住者
- (2) 大使公邸 (La Perousse 5426, Vitacura)
 - 〇 対象居住者
 - ・ビタクラ区居住者
 - ・ラス・コンデス区居住者の一部(上記以外の居住者)
 - ・ロ・バルネチェア区居住者

9 被害確認の方法

被害甚大の地震、あるいは大規模な水害等が発生した場合に、第一に行わなければならないことは生命の安全の確認です。そのためには、各人がばらばらに行っていたのでは収拾がつきませんので、事務所・企業等団体別に行うことが必要です。

したがって、事務所・企業等別に、予め所属関係者の身の安全を確認する 方法、例えば、電話緊急連絡網によるのか、電話不通の場合に備えて事前に一 時集結場所等を決定し徹底しておくことが重要です。

つまり、事務所・企業等別に災害発生時等緊急事態に備えた初動措置要領 (緊急マニュアル)を策定しておくことが必要です。

10 地方居住者の避難先等

地方に居住している方は、大使館との連絡は必ずしも容易ではありませんので、上部所属機関がある人は、常日頃からその機関と協議の上、緊急事態の際の避難先を決めておいて下さい。

11 緊急時の連絡

地震・水害等を始め緊急事態が発生する恐れがある場合、又は発生した場

合には、大使館は、日智商工会議所、JICA 事務所、日本人学校、日本人会等と緊密な連絡を取りつつ情報の収集、情勢の判断、その他取るべき対策の決定等に努め、これら事項については、各在留邦人の皆さんが含まれる緊急連絡網、領事メール、大使館ホームページ等を通じて通報しますので、各自その連絡に留意し、デマに惑わされたり、群集心理に巻き込まれないように心がけて下さい。

なお、緊急連絡網による連絡は、必ずメモを取り、受けた内容をそのまま次の人に伝達して下さい。また、災害時に必ずしも加入電話が通じるとは限りませんので、パソコンのメール、携帯電話による通話・ショートメール送受信、WhatsApp、フェイスブック、ツイッター等の SNS 等、複数の通信手段を確保しておくことが肝要です。

12 情勢の把握

邦人相互間の連絡(できれば事務所・企業等の団体別が望ましい)、ラジオやテレビの情報、大使館等への問い合わせにより、できるだけ正確な情勢の把握に努めて下さい。情勢を把握するためには、ラジオが最も役に立ちます。また、外国放送を聴取することも有益で、特に CNN 等が役立つと思われます。また、NHK ラジオ・ジャパン放送も、日本国政府から在留邦人へのメッセージが放送されることもありますので役立つと思われます。

FM ラジオやカーラジオを聴取できる体制を整えておくことが重要です。

13 当館への通報

重大な事態の発生を知った時は、至急当館に連絡して下さい。

なお、加入電話が不通の場合も事情が許す限り、携帯電話、メール、フェイスブック、WhatsApp、又は第三者に通信文を託す等の手段・方法を用いて連絡して下さい(ただし、安全を十分に確認し、危険を冒す必要はありません)。

1 4 避難等

- (1) 緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に待機し門を閉ざしている方が安全であることも予想されるので、情勢を正確に把握し、軽はずみな行動は慎んで下さい。また、親密なチリ人等の家に避難することが安全であることもあり得ますので、平素よりチリ人等との間に良好な人間関係を作っておくことも一つの方法です。
- (2) 当館等から避難又は引揚げの勧告があった場合は、これに従って、なるべく早く避難又は引揚げを実施するようにして下さい。この場合、一般商用機

が運行されている間に実施することが望まれます。

なお、避難又は引揚げに際しては、当館に届け出るとともに、連絡網の連絡者及び被連絡者の双方に通報することを忘れないで下さい。

- (3) 事態の緊迫化に伴い、当館より避難又は引揚げの集合を指示された場合は、旅券、その他必要な携行品を所持した上で、速やかに当館の指定する場所に集合して下さい。
- (4)避難、引揚げのための移動に際し、国旗(日の丸)を利用しようとする場合には当館と相談して下さい。
- (5)各自又は派遣元の会社等の判断により、逐次本邦へ引揚げることは当然ですが、その場合には必ずその旨を当館に連絡して下さい。

なお、引揚げに際しては、老人、女性や子ども、病弱者等から順次先に 引揚げることが望まれます。

15 確認事項

- (1) 備蓄 10 日分の食料及び非常持出物は、
- (2) あなたの所属する緊急連絡網は、
 - 誰から
 - 誰へ (不在の場合は誰へ)
- (3) あなたの自宅周辺に居住している人は、
 - 同一ビル
 - 周辺ビル
- (4) あなたの避難集結場所は、

 \bigcirc

以上